

介護保険制度に関する要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- (3) 財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。
- (4) 制度の見直しに伴って生ずる電算システム改修等の経費について、十分な財政措置を講じること。

2. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。

3. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 療養病床から介護療養型老人保健施設等への転換については、新たな財政負担や保険料の上昇を招かないよう、十分な財政措置を講じるとともに、保険者をはじめ関係機関の意見を尊重すること。
- (3) 小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについては、人員配置の緩和など地域の実情に配慮した弾力的な基準とするとともに、基盤整備の促進に向けた財政措置を講じること。

4. 第1号保険料について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法の在り方を含め、より公平な保険料設定となるよう見直しを行うこと。
- (2) 介護保険料の特別徴収について、口座振替との選択制を導入することなく、社会保険料控除が適用されるよう対応策を講じること。

5. 要介護認定について

- (1) 要介護認定について、実態を踏まえ、更新期間を延長するなど、事務の効率化を図ること。
- (2) 指定市町村事務受託法人の設置促進に向けた支援策を講じること。

6. 地域包括支援センター等について

- (1) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、実態に即した見直しを行うとともに、介護支援専門員を確保するための支援策を講じること。
- (2) 地域支援事業について、実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
- (3) 特定高齢者の実態把握や決定について、都市自治体が地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、所要の措置を講じること。

7. その他

- (1) 介護報酬の一定割合が確実に介護従事者の給与に反映される仕組みを構築するとともに、介護従事者の処遇が確実に改善されるための措置を講じること。
- (2) 今後の介護保険制度の見直しにあたっては、都市自治体と十分協議するとともに、見直しの具体化にあたっては、速やかに情報提供を行い、十分な準備期間を設けること。
- (3) 介護保険制度における「住所地特例」について、救護施設等の福祉施設まで適用範囲を拡大することを含め、その在り方を検討すること。
- (4) 介護老人保健施設入所者の外来診療について、当該入所者の病状に配慮し、医療保険で受診できるようにすること。